

福岡県農林水産業振興審議会規則

平成27年1月9日
福岡県規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県農林水産業・農山漁村振興条例(平成26年福岡県条例第51号)第9条第4項の規定に基づき、福岡県農林水産業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験を有する者等のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者等のうちから、知事が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は審議会の会議の議長となり、議事を運営する。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができるものとし、部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、農林水産部農林水産政策課において処理する。

- 2 部会の庶務は、当該部会の審議事項を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(福岡県農業・農村振興審議会規則の廃止)
- 2 福岡県農業・農村振興審議会規則(平成13年福岡県規則第59号)は、廃止する。